

源泉所得税の納付について

○「給与所得」と「報酬料金（謝金）」の違い

「給与所得」とは、使用者の指揮・監督のもとに一定時間拘束を受け、人的労力により課せられた業務に就く場合に、その業務遂行の対価として当該業務に従事した者が受ける金品をいいます。

例：使用者の指揮・監督のもとに一定時間拘束を受け、資料整理、実験補助、アンケートの配布・回収や研究資料の収集などに従事した者が受ける金品

「報酬料金（謝金）」とは、使用者の直接の指揮・監督及び時間拘束を受けず、その者の自己裁量で仕事をする場合に、その仕事の成果としてその仕事をした者が受ける金品をいいます。

例：使用者の直接の指揮・監督及び時間拘束を受けず、翻訳、校閲や講演などをしたことによりその者が受ける金品

しかし、上記の説明だけでは、判断できない場合があるため、区分しにくい事例については、事例ごとに所轄税務署に照会してください。

○源泉所得税の算出方法

源泉した所得税及び復興特別所得税（以下「源泉所得税」という。）は「給与所得」と「報酬料金」により税率が異なります。

①「給与所得」の場合

給与の金額から、「給与所得の源泉徴収税額表」により税額を算出し、その額を差引いた金額を支払います。

「給与所得の源泉徴収税額表」の使用区分

税表区分	甲欄（月額表）	乙欄（月額表）	丙欄（日額表）※
『給与所得者の扶養控除等(異動)申告書』の提出の有無により決定する	必 要	不 要	不 要
特 徴	本法人が主たる勤務先	本法人以外が主たる勤務先	日雇い・日払い

※原則として「給与等支払を伴う雇用の場合」⑤臨時職員の給与を支払う場合に適用。
丙欄にて支給する場合は支払依頼書にて支給。

②「報酬料金（謝金）」の場合

報酬の金額から、源泉所得税及び消費税額を算出し、その額を差引いた金額を支払います。（所得税率 10.21%、国内に住所を有しない非居住者は 20.42%）

（例）専門知識の提供として 11,000 円（教授級）を支払う場合（居住者）

消費税額 $11,000 \text{ 円} \times 8 \div 108 = 814 \text{ 円}$ （1 円未満切捨）

報酬料金（消費税抜） $11,000 - 814 \text{ 円} = 10,186 \text{ 円}$

源泉所得税 $10,186 \text{ 円} \times 10.21 \div 100 = 1,039 \text{ 円}$ （1 円未満切捨）

手 取 額 $11,000 \text{ 円} - 1,039 \text{ 円} = 9,961 \text{ 円}$

総支払金額は 11,000 円で、本人への支払いは 9,961 円となる。

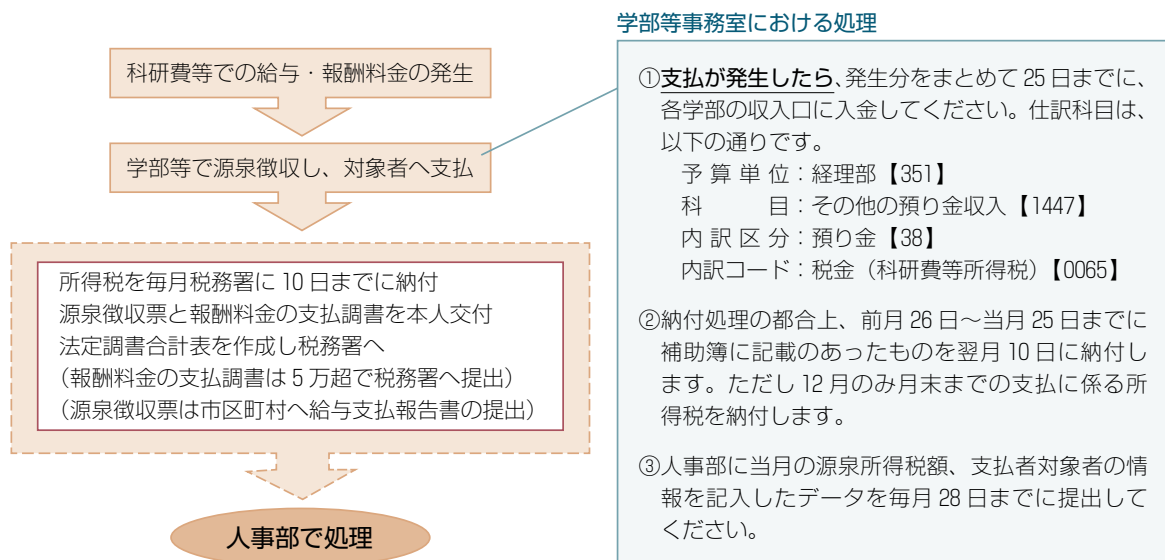
【領収書の例】

(様式 3 号)	領 収 書 (謝 金)	年 月 日
研究種目： 研究代表者	殿	
	住所 氏名	印
下記の金額を確かに受領いたしました。		
金 ￥ 11,000 円 也		
上記には、消費税（814 円）、源泉所得税（1,039 円）を含む。		
(内訳)		
期間：		
単価：		
目的：		
内容：		

○源泉所得税の納付

人事部で源泉所得税を納付します。「給与所得の源泉徴収票」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、及び市区町村に対する「給与支払報告書」は人事部で発行するため、各部門事務室で発行する必要はありません。

科研費等における源泉徴収事務の変更点について



商品券・図書カード等での謝礼について

商品券や図書カードなど金券（プリペイドカードを含む）や物品（ハンドタオル、歩数計等）で謝礼する場合、謝礼の相手方を記録願います。その場合、受領書に「物件名」と「謝礼の目的」を明記してください。

なお、商品券・図書カードでの謝礼は原則として課税対象となりますので、源泉所得税の納付が必要となります。法人に対しては課税対象ではありません。

マイナンバーの提出について

公的研究費で雇用する職員及び報酬料金を支払う対象者については、次によりマイナンバーの提出が必要になります。

(1) 提出対象者

① 給与所得者

月額表の甲欄及び乙欄で支給する者。（支払金額によらず）

② 報酬料金支払い対象者

年間支払金額の合計が税込 5 万円を超える者。

(2) 提出方法

① 職員番号が付番される者

人事部及び病院人事・給与主管部署でマイナンバー回収キット一式を作成し、各学部等事務室へ送付しますので、該当者へ配布・回収してください。

② 職員番号が付番されない者

回収方法は回収キットによる届出方法とオンライン回収の 2 種類です。回収キット一式による提出の場合は、上記と同様です。オンラインで回収する場合は、メールアドレスが必要になります。また、事前にオンライン回収の手順書を対象者に配布してください。